

令和2年4月21日掲示

「図書館への提案」についてのお答え

県立図書館をいつも御利用いただきありがとうございます。

令和2年4月18日にお寄せいただいた御提案について、下記のとおりお答えします。

(提案の要旨)

新型コロナウイルス感染者対策のため緊急事態宣言が全国に発令されたので、早急に、5月6日まで閉館し、5月7日以降は県内の状況によって再開すべきではないか。

(回答)

本館では、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言を受け、佐賀県立図書館本館及び好生館分室を令和2年4月21日(火曜日)～5月6日(水曜日)まで臨時休館いたします。

なお、臨時休館中のサービスは下記のとおりです。

記

1 臨時休館中のサービス内容

- (1) レファレンスサービス(電話、Eレファレンスによる受付)
- (2) 資料のインターネット予約
 - ※ 予約資料の貸出は開館後となります。
- (3) 貸出期間の自動延長
 - ※ 現在貸出中で返却期限が経過する資料については、そのままお持ちになり、開館後にご返却ください。
- (4) 返却ポストによる返却受付
 - ※ ただし、ポストに返却できないもの(CD、パネルシアター、エプロンシアター、大型絵本など)については、開館後にご返却ください。
- (5) 障害のある方への郵送貸出

(6) 法律相談の申込（電話による受付）

2 電話受付時間 9時～17時まで

以上です。

皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

佐賀県立図書館長